

(経済産業委員会)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五

六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、非化石エネルギーを利用することが内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、非化石エネルギーの開発及び導入を総合的に推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

1 法律の題名を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改める。

2 定義の見直しと促進の対象の変更

「非化石エネルギー」について定義するとともに、開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に変更する。

3 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)の業務の変更

開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に改めることに伴い、機構が行う業務範囲のうち、「非化石エネルギー」に関するもの以外のものを削除する。

二、中小企業信用保険法の一部改正

エネルギー対策保険の対象のうち、「石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を「非化石エネルギーを使用する施設の設置費用」に変更する。

三、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

機構が行う業務の範囲について、「石油代替エネルギー」に関するものを「非化石エネルギー」に関するものに変更するとともに、可燃性天然ガス及び石炭に関する業務を追加する。

四、附則

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。